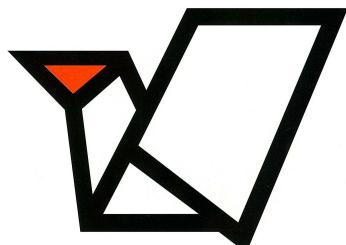


令和7年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会
議案説明資料



令和7年8月22日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

【このページは空白です】

令和7年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第2回定例会議案説明資料 目次

	資料番号	ページ 番号
承認		
承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号））	資料1	1
議案		
議案第8号 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	資料2	3
議案第9号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	資料3	9
認定		
認定第1号 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	資料4	13
認定第2号 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	資料5	15

【このページは空白です】

令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第 1 号)について

1 専決処分理由

令和 7 年 4 月 3 日付けの国の通知「後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について」に基づき、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を交付する暫定運用が継続となり、令和 7 年度の一斉更新等では、全被保険者に資格確認書を交付することとなりました。

資格確認書は普通郵便ではなく、簡易書留または特定記録で送付することから、当初予算で措置をしていないマイナ保険証の保有者に対する資格確認書の送付に要する追加の郵便料について、令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)を編成しました。また、一斉更新に係る資格確認書は 7 月中に送付する必要があり、議会を招集する時間的余裕もないことが明らかであったため、専決処分としました。

2 補正の内容

1 億 290 万 7 千円を増額し、予算総額を 43 億 2,272 万 7 千円としました。

(1) 歳入

○ 民生費国庫補助金

暫定運用の継続に伴い、全被保険者に資格確認書を交付するための費用に充てるため：1 億 290 万 7 千円の増

＜歳入予算補正＞

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金 1. 国庫補助金	1. 民生費国庫補助金	677,719	102,907	780,626
	歳入合計	4,219,820	102,907	4,322,727

(2) 歳出

○ 一般管理費

暫定運用の継続に伴い、全被保険者に資格確認書を交付するための費用：1 億 290 万 7 千円の増

＜歳出予算補正＞

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費 1. 総務管理費	1. 一般管理費	4,205,505	102,907	4,308,412
	歳出合計	4,219,820	102,907	4,322,727

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、育児を行う職員の時間外勤務の制限及び本人又は配偶者の妊娠、出産等について申出をした職員等に対する意向確認等に関する規定の整備等を図るため、所要の改正を行います。

2 条例改正の内容

(1) 時間外勤務の制限を請求できる育児を行う職員の範囲の拡大に係る規定の改正（第10条関係）

時間外勤務の制限を請求できる育児を行う職員の範囲を3歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大します。

(2) 本人又は配偶者の妊娠、出産等について申出をした職員等に対する意向確認等に係る規定の追加（第19条の2関係）

任命権者は、本人又は配偶者の妊娠、出産等について申出をした職員に対し、出生時両立支援制度等を知らせるとともに、当該制度等の利用に係る意向を確認するための面談等を行うこと等を規定します。

また、任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員に対し、育児期両立支援制度等を知らせるとともに、当該制度等の利用に係る意向を確認するための面談等を行うこと等を規定します。

(3) 配偶者等の介護が必要な職員に対する意向確認等に係る規定の追加（第19条の3関係）

任命権者は、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことについて申出をした職員に対し、介護両立支援制度等を知らせるとともに、当該制度等の利用に係る意向を確認するための面談等を行うこと等を規定します。

(4) 勤務環境の整備に関する措置に係る規定の追加（第19条の4関係）

任命権者は、介護両立支援制度等が円滑に行われるよう、研修の実施、相談体制の整備等の措置を講ずることを規定します。

(5) 所要の規定の整備（第3条関係）

「配偶者等」の定義を第19条の3第1項にも適用します。

3 条例の施行日等

(1) 第19条の2の改正規定 令和7年10月1日から施行します。

(2) その他の改正規定 公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。

神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
(週休日及び勤務時間の割振り)	(週休日及び勤務時間の割振り)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(1) 子 (民法(明治29年法律第89号) 第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項から第3項までにおいて同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第17条第1項及び第19条の3第1項において同じ。)の介護をする職員であって、規則で定めるもの	(1) 子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項から第3項までにおいて同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第17条第1項において同じ。)の介護をする職員であって、規則で定めるもの
(2) (略)	(2) (略)
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 任命権者は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員	2 任命権者は、 <u>3歳に満たない子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員

<p>の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項</u></p> <p><u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p>	<p>の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、</u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

第19条の2 任命権者は、神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第3号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3）神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生する

<p><u>ことが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p>	
<p><u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p>	
<p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第19条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p>	
<p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p>	
<p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第19条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例について

1 条例改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「育児休業法」という。)の一部改正等に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため拡充される部分休業制度に係る関係規定の整備を図るほか、所要の改正を行います。

2 条例改正の内容

(1) 第1号部分休業の承認に係る規定の改正(第20条関係)

現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」の部分休業を「第1号部分休業」とし、職員が第1号部分休業を請求した場合において、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止します。

(2) 第2号部分休業の承認に係る規定の追加(第20条の2関係)

育児休業法の改正により新たに措置された「1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内」の部分休業を「第2号部分休業」とし、職員が第2号部分休業を請求した場合に、1時間を単位として承認するものと規定します。

(3) 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間に係る規定の追加(第20条の3関係)

部分休業の請求を申し出る単位期間(1年の期間)について、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とすることを規定します。

(4) 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間に係る規定の追加(第20条の4関係)

常勤職員又は非常勤職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限について、それぞれ規定します。

(5) 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情に係る規定の追加(第20条の5関係)

職員が部分休業の請求形態の申出の内容を変更することができる特別の事情を規定します。

(6) 部分休業の承認の取消事由に係る規定の改正(第22条関係)

育児休業法第5条第2項の条例で定める部分休業の承認の取消事由について、特別の事情が生じたことにより、職員が部分休業の申出の内容を変更したときとすることを規定します。

(7) その他所要の規定を整備します。

3 条例の施行日

令和7年10月1日(第20条第3項の改正規定(「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める部分に限る。)については、公布の日)

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
(部分休業をすることができない職員) 第19条(略) (1)(略) (2)勤務日の日数_____	(部分休業をすることができない職員) 第19条(略) (1)(略) (2)勤務日の日数 <u>及び勤務日ごとの勤務時間</u> を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。次条において同じ。)
(第1号部分休業の承認) 第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は _____、30分を単位として行うものとする。	(部分休業の承認) 第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第18条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第18条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下	3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下

<p>「介護をするための時間」という。) の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p>	<p>「介護をするための時間」という。) の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p>
<p><u>(第2号部分休業の承認)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業</u> (以下「第2号部分休業」という。) の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</p>	
<p><u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合</u> であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</p> <p><u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合</u> であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</p>	
<p><u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>	
<p><u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p>	
<p><u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p><u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u></p>	

<p>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</p> <p><u>第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合の給与等の取扱いについては、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合の給与等の取扱いについては、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第22条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>
---	--

令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算の概要

1 令和6年度決算の収支

令和6年度決算は、収入総額52億3,598万7,423円、支出総額48億9,921万8,855円、収支差引残額3億3,676万8,568円となりました。

(単位：円)

収入総額	支出総額	収支差引残額
5,235,987,423	4,899,218,855	336,768,568

2 歳入について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	令和6年度	令和5年度	増減額 (率)
1 分担金及び負担金 (市町村負担金)	2,997,449	2,749,379	248,070 (9.0%)
2 国庫支出金	1,052,871	604,326	448,545 (74.2%)
3 財産収入	1,066	29	1,037 (大幅増)
4 繰入金	862,710	507,166	355,544 (70.1%)
5 繰越金	320,410	546,371	▲ 225,961 (▲41.4%)
6 諸収入	1,482	120	1,362 (大幅増)
歳入合計	5,235,988	4,407,391	828,597 (18.8%)

(2) 歳入の主な増減

- 分担金及び負担金：被保険者数の増加に伴う各種経費の増 248,070千円
- 国庫支出金：マイナ保険証の推進及び標準システムクラウド化に係るシステム改修経費等への国庫補助金の増 448,545千円
- 繰入金：被保険者証一斉更新及び標準システムクラウド化等に係る繰入金の増 355,544千円

3 歳出について

(1) 総括表

項目	令和6年度	令和5年度	増減額	(率)
01 議会費	909	865	44	(5.1%)
02 総務費	4,898,310	4,086,116	812,194	(19.9%)
01 総務管理費	4,898,082	4,085,891	812,191	(19.9%)
広域連合運営管理費	147,488	147,404	84	(0.1%)
広域連合事業費負担金	429,784	397,793	31,991	(8.0%)
会計関係費	148,741	604	148,137	(大幅増)
保険料関係事業費	35,916	16,649	19,267	(115.7%)
資格管理事業費	635,905	144,263	491,642	(340.8%)
給付関係事業費	655,291	648,349	6,942	(1.1%)
医療費適正化事業費	743,289	795,780	▲ 52,491	(▲6.6%)
電算システム関係費	1,701,675	1,090,882	610,793	(56.0%)
広報広聴活動関係費	80,207	67,211	12,996	(19.3%)
財政調整基金費	319,786	776,956	▲ 457,170	(▲58.8%)
02 選挙費	29	34	▲ 5	(▲14.7%)
03 監査委員費	199	191	8	(4.2%)
歳出合計	4,899,219	4,086,981	812,238	(19.9%)

(2) 歳出の主な増減

- 会計管理費：金融機関振込手数料の有料化による手数料の増 148,137 千円
- 資格管理事業費：被保険者証一斉更新による通信運搬費・委託料等の増 491,642 千円
- 電算システム関係費：標準システムクラウド化対応による委託料・使用料及び賃借料等の増 610,793 千円
- 財政調整基金費：令和5年度決算剰余金の減に伴う財政調整基金積立の減・被保険者証一斉更新に伴う積立をしないことによる減 ▲457,170 千円

4 基金の状況

財政調整基金

	令和5年度末残高	取崩額	積立額	令和6年度末残高
財政調整基金	1,991,875	862,710	319,786	1,448,951

- ・令和6年度標準システムクラウド化対応に係る費用等として6億2,789万4,000円の取崩
- ・令和6年度分被保険者証一斉更新経費等として2億3,481万6,000円の取崩
- ・令和5年度剰余金等として3億1,978万5,471円の積立

5 剰余金の状況

収支差引残額3億3,676万8,568円から、令和7年度に国等へ返還予定の令和6年度国庫支出金等精算見込額2,197万355円を除き、残りの3億1,479万8,213円は財政調整基金へ積み立てる予定です。

令和 6 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 特別会計歳入歳出決算の概要

1 令和 6 年度決算の収支

令和 6 年度決算は、収入総額 1 兆 1,484 億 7,903 万 5,284 円、支出総額 1 兆 1,324 億 6,877 万 8,948 円、収支差引残額 160 億 1,025 万 6,336 円となりました。

(単位 : 円)

収入総額	支出総額	収支差引残額
1,148,479,035,284	1,132,468,778,948	16,010,256,336

2 歳入について

(1) 総括表

(単位 : 千円)

項目	令和 6 年度	令和 5 年度	増減額 (率)
1 市町村支出金	244,154,877	217,039,919	27,114,958 (12.5%)
保険料納付金(現年度分)	141,701,125	119,986,815	21,714,310 (18.1%)
保険基盤安定制度拠出金	18,972,801	17,214,975	1,757,826 (10.2%)
療養給付費負担金 (定率負担金)	83,144,290	79,472,348	3,671,942 (4.6%)
その他市町村支出金	336,661	365,781	▲29,120 (▲8.0%)
2 国庫支出金	326,534,188	315,091,263	11,442,925 (3.6%)
3 県支出金	91,133,425	86,671,937	4,461,488 (5.1%)
4 支払基金交付金	465,360,649	452,595,902	12,764,747 (2.8%)
5 その他収入	21,295,896	21,563,971	▲268,075 (▲1.2%)
歳入合計	1,148,479,035	1,092,962,992	55,516,043 (5.1%)

(2) 歳入の補足説明

○ 保険料納付金(現年度分) : 被保険者数増加に伴う増 21,714,310 千円

※現年度分の保険料収納率 : 99.49 % (令和 5 年度 : 99.55%)

療養給付費等の増加により、市町村支出金(療養給付費負担金)、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金は、前年度と比べ増加しています。今後、実績に応じて精算または返還が行われるため、最終的な確定額は変動する見込みです。

3 歳出について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	令和6年度	令和5年度	増減額 (率)
1 保険給付費	1,112,234,556	1,061,559,744	50,674,812 (4.8%)
療養給付費等	1,105,846,664	1,055,653,499	50,193,165 (4.8%)
審査支払手数料	2,935,742	2,537,023	398,719 (15.7%)
葬祭費	3,452,150	3,368,700	83,450 (2.5%)
傷病手当金	0	522	▲522 (▲100.0%)
2 特別高額医療費共同事業拠出金	816,773	668,577	148,196 (22.2%)
3 支払基金拠出金	860,532	-	860,532 (皆増)
4 保健事業費	4,482,783	4,259,019	223,764 (5.3%)
5 基金積立金	2,510,966	4,706,124	▲2,195,158 (▲46.6%)
6 諸支出金	11,563,169	8,894,341	2,668,828 (30.0%)
歳出合計	1,132,468,779	1,080,087,805	52,380,974 (4.8%)

(2) 歳出の補足説明

○ 保険給付費:被保険者数の増加、療養給付費等の増加に伴う増 50,674,812 千円

[参考]

■平均被保険者数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平均被保険者数	1,158,697人	1,176,121人	1,224,571人	1,277,973人	1,325,258人
対前年度比	2.2%	1.5%	4.1%	4.4%	3.7%

■療養給付費等の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
療養給付費等	8,894億円	9,412億円	9,950億円	1兆557億円	1兆1,058億
対前年度比	▲2.5%	5.8%	5.7%	6.1%	4.8%

■神奈川県及び全国の一人当たり医療費の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
神奈川県	839,398円	874,502円	890,795円	907,895円	915,408円
対前年度比	▲4.8%	4.2%	1.9%	1.9%	0.8%
全国	917,124円	940,512円	951,767円	(※)	(※)
対前年度比	▲3.9%	2.6%	1.2%	-	-

(出典等)

平均被保険者数及び一人当たり医療費 :『後期高齢者医療事業状況報告』

一人当たり医療費は、歳出額から歳入額（第三者求償、医療機関からの返還金等）を控除した医療費を被保険者数で除したもの。

※令和5・6年度の全国の一人当たり医療費データは未発表

令和5・6年度の神奈川県の一人当たり医療費データは神奈川県後期高齢者医療広域連合が独自で集計したものであり、今後、厚生労働省が発表する金額と異なる場合がある。

○ 支払基金拠出金	：出産育児支援金の創設による皆増	860, 532 千円
○ 基金積立金	：剩余金の積立金の減額による減	▲2, 195, 158 千円
○ 諸支出金	：国等への償還金の増額による増	2, 668, 828 千円

4 財政運営期間の状況

令和6年度は財政運営期間の1年目にあたります。

療養給付費等については、被保険者数が見込みを下回ったことなどから、保険料率算定期の見込みより約2億円減の1兆1,058億円となりました。

また、保険料収納額等は、一人当たりの保険料額が見込みより上回ったことなどの要因により、見込みより約2億円増の1,607億円となりました。

■ 平均被保険者数の推移（財政運営期間）

	令和6年度（1年目）			令和7年度（2年目）
	算定期見込み	実績	差	算定期見込み
平均被保険者数	1, 329千人	1, 325千人	▲4千人	1, 364千人
対見込み比		▲0. 3%		

■ 一人当たり医療費の推移（財政運営期間）

	令和6年度（1年目）			令和7年度（2年目）
	算定期見込み	実績	差	算定期見込み
療養給付費等	917, 171円	915, 408円	▲1, 763円	926, 342円
対見込み比		▲0. 2%		

■ 療養給付費等の推移（財政運営期間）

	令和6年度（1年目）			令和7年度（2年目）
	算定期見込み	実績	差	算定期見込み
療養給付費等	1兆1, 060億円	1兆1, 058億円	▲2億円	1兆1, 451億円
対見込み比		0. 0%		

■ 保険料収納額等の推移（財政運営期間）

	令和6年度（1年目）			令和7年度（2年目）
	算定期見込み	実績	差	算定期見込み
保険料収納額等	1, 605億円	1, 607億円	2億円	1, 647億円
対見込み比		0. 1%		

5 基金の状況

(1) 後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金

(単位：千円)

	令和5年度末残高	取崩額	積立額	令和6年度末残高
後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金	12,253,121	6,228,488	2,506,096	8,530,729

- ・令和6年度の療養給付費として62億2,848万円8千円の取崩
- ・令和5年度剰余金等として25億609万5,823円の積立

(2) 保健事業等支援基金

(単位：千円)

	令和5年度末残高	取崩額	積立額	令和6年度末残高
保健事業等支援基金	1,818,021	87,643	4,870	1,735,248

- ・令和6年度の保健事業費として8,764万3千円の取崩
- ・令和5年度剰余金等として487万15円を積立

6 剰余金の状況

收支差引残額160億1,025万6,336円から、令和7年度に国等へ返還予定の令和6年度国庫支出金等の精算額118億600万382円を除き、残りの42億425万5,954円を、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金に積み立てる予定です。